

預金規定の改定のお知らせ

当組合は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」ならびに「2020年4月1日の民法改正」を踏まえ、下記のとおり預金規定を改定いたします。なお、改訂後の規定は、改訂前によりお取引いただいているお客様にも適用されますのでお知らせ致します。

記

1. 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた改定

金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づき、当組合では、新規取引開始時にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。

また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまのお取引の目的やお客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。確認にあたっては、各種確認資料等のご提示をお願いする場合があります。

なお、当組合が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。加えて、当組合が確認した情報や資料の内容によっては、一部のお取引を制限等させていただく場合があります。

【主な改定内容】

① 「取引の制限等」条項の新設

当組合が求める情報や資料のご提供について適切にご対応いただけない場合等に、お取引を制限等させていただく場合があること等を記載した「取引の制限」条項を新設します。

② 「解約等」の条項の一部追加

「解約等」の条項に「マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合」を追加します。

「普通預金規程抜粋」

① 「取引の制限等」条項の新設

12. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当組合所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (5) 前1項から4項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

② 「解約等」の条項の一部追加

13. (解約等)

- (1) 省略
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第10条に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (3) 以下、省略

※ 普通預金規定以外の規定についても同様の改定を行います。(各預金規程により、条項番号は異なります)

【対象となる預金規定】

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規程、定期積金規程、期日指定定期預金規程、自動継続期日指定定期預金規程、自由金利型定期預金(M型)規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定、自由金利型定期預金規定(大口定期)、自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、積立定期預金規定、財産形成期日指定定期預金規定、財形住宅預金規定、財形年金預金規定、当座勘定規定

2. 「2020年4月1日の民法改正」を踏まえた改定

【主な改定内容】

① 「成年後見人等の届出」条項の一部追加

成年後見人等ご本人について、補助・保佐・後見が開始となった場合に届出を求める文言を追加します。

② 「規程の変更」の条項の新設

規定を変更する場合のお客様への周知方法について記載した条項を新設します。

「普通預金規程抜粋」

① 「成年後見人等の届出」条項の一部追加

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 以下、省略

② 「規程の変更」の条項の新設

21. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があつて認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

※ 以下の規定についても同様の改定を行います。(各預金規程により、条項番号は異なります)

【対象となる預金規定】

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

普通預金規定、決済用普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規程、定期積金規程、期日指定定期預金規程、自動継続期日指定定期預金規程、自由金利型定期預金(M型)規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定、自由金利型定期預金規定(大口定期)、自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、積立定期預金規定、財産形成期日指定定期預金規定、財形住宅預金規定、財形年金預金規定、当座勘定規定

③ 「定期預金規定等における中途解約制限条項」に関する改定

定期預金の中途解約に関する制限について明確化します。

「期日指定定期預金規定抜粋」

③ 「解約、書替継続等」条項の一部追加

(1) この預金は、当組合がやむをえないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、証書式の場合には証書に記名のうえ届出の印章を押印し、通帳式の場合には当組合所定の払戻請求書に記名のうえ届出の印章を押印して証書または通帳とともに提出してください。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。

以下、省略

「自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)抜粋」

④ 「利息」条項の一部追加

(1) ~ (3) 省略

(4) この預金を第11条1項により満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日。以下同じ。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算(複利型とした場合は、6か月複利の方法によります。)し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

以下、省略

※ 以下の規定についても同様の改定を行います。(各預金規程により、条項番号は異なります)

【対象となる預金規定】

※改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用されます。

定期積金規程、期日指定定期預金規程、自動継続期日指定定期預金規程、自由金利型定期預金(M型)規定、自動継続自由金利型定期預金(M型)規定、自由金利型定期預金規定(大口定期)、自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期)、変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、積立定期預金規定

3. 規定適用開始時期

2020年4月1日(水)